

一般財団法人大黒天財団
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大黒天財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 この法人は、評議員及び役員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員及び役員は第4条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員及び役員に対する報酬額は、評議員会又は理事会等の出席につき、1人1日当たり 20,000 円（源泉徴収税額控除後の額）とする。

(報酬の支給方法)

第5条 評議員及び役員の報酬は、評議員会又は理事会等開催の都度、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(評議員会及び理事会の開催にかかる交通費)

第6条 評議員会及び理事会の開催にかかる交通費については、支給しないものとする。

ただし、片道 80 km を超える場合は、実費を支給する事ができる。

(費用)

第7条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2015年8月7日から施行し、2015年6月25日から適用する。